

## 特許法102条2項の適用について

弁護士法人関西法律特許事務所 知的財産法研究会 弁護士 **村林 隆**一 弁護士 **田上 洋平** 

裁判例1 東京地判平成26年1月30日 (平21年(ワ)第32515号) 裁判例2 大阪地判平成25年10月24日 (平23年(ワ)第15499号) (いずれも裁判所ホームペーシ知的財産裁判例集)

本論稿では、知財高裁特別部平成25年2月1日判決(平成24年(ネ)第10015号)[ごみ貯蔵機器事件]以後に、特許法102条2項の適用が問題となった裁判例を取り上げる。

## 第1. 裁判例の事案の概要と判示

- 1. 東京地判平成26年1月30日 (平21年(ワ)第32515号)・・・裁判例1
- (1) 事案 (概略)

本件は、被告装置が原告の保有する特許第3998284号(以下請求項1記載の発明を「本件発明」という。)を侵害するとして、被告装置<sup>1</sup>の製造及び使用の差止め並びに廃棄を求めるとともに、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償金約13億円のうち5億円と遅延損害金の支払いを求めた事案である。

なお、原告・被告間には本件発明に基づく別件訴訟が存在し、別件被告装置の製造及び使用の 差止め並びに廃棄を求める原告の請求が控訴審において認容され(知財高判平成21年2月18日(平 成20年(ネ)第10065号)確定しており、同別件被告装置の製造及び使用に基づく損害賠償請求権 も対象とするものである。

本件における争点は多岐にわたるが、本論稿では、特許法102条2項についての判断について 検討する。

特許法102条2項について争点となったのは、同条項の適用の可否、被告の利益、推定の覆滅 事由の有無(寄与度含む)である。

<sup>1</sup> 被告装置には $1\sim6$ が存在するが、裁判所が侵害を認めたのは被告装置 $2\sim4$ の3つの装置である。

なお、本件発明は要約すれば電話番号の有効性の調査データを収集する装置である。